内部仕分け調書 都市建設部

						内部に方り調音					
整理 番号	予算事項名		配置職員類職員 嘱託		目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算 額(千円)	評価	
1	都市計画調査 費(用途地域 等変更経費)	あり	1.4 0.0	0.0	市域における健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を図るための各種都市計画の決定・変更にあたり、北海道などとの関係機関協議や都市計画図書の作成を行うための経費である。	この事業が実施されないと、都市計画の決定・変 更は一切できなくなり、市民生活および企業活動 に悪影響を及ぼす恐れがある。 都市計画法第19条第1項では『市町村は、市町 村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定 するものとする。』と規定しており、都市計画の決定 等は行政が直営で担うべき事務となっている。	・関係機関等との協議 ・都市計画決定・変更に係る図書および関係資料の作成 ・住民意見交換会の開催	各種都市計画の決定・変更により、土地利用を総合的・計画的に進めることが可能となるほか、最終的には、目指すべき将来市街地像の実現が可能となる。 しかしながら、目指すべき将来市街地像の実現といったような抽象的な事柄を指標化することは困難である。	1,055	現行どお り	
2	都市計画道路 見直し関係経 費		0.5 0.0	0.0	都市計画決定後,長期にわたり事業未着手の都市計画道路について,総合的に点検・検証を行い定めた「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針」の策定に係る経費,および同方針に基づき都市計画変更を行うための経費である。	平成20年3月末時点において、事業未着手都市計画道路約43kmのうち、計画決定後30年を超える路線が約27kmあることから、これら事業未着手道路の整備を完了させるには、まだ相当の年数が必要な状況であること、加えて、計画決定されている道路の区域内には、都市計画法第53条の建築制限が課せられており、地権者の生活や土地の有効利用に影響を及ぼしていることなどから、長期未着手都市計画道路の見直しが必要となるものである。	【平成19年度】・見直し方針(素案)策定 【平成20年度】・都市計画審議会小委員会の開催(4回),パブリックコメントの実施,関係機関協議,都市計画審議会への諮問答申 【平成21年度】・「函館市長期未着手都市計画道路の見直し方針」の策定(平成21年4月) 【平成22年度】・日吉が丘通の変更 【平成24年度】・八幡通の変更および千代田通の廃止	社会経済情勢等の変化により、都市計画道路の 見直しは必要不可欠であり、見直しを行うことにより、より効率的・効果的な都市計画道路の整備推 進が図られ、豊かな都市環境が形成されることとな るが、その成果の指標化は困難である。	328	見直し	
3	景観啓発活動 経費	あり	0.2 0.0		市民および事業者の都市景観の形成に関する 意識を高め、および知識の普及を図るため。(函館 市都市景観条例第7条)	良好な景観を形成するためには市民や事業者が 景観形成の重要性の認識と理解, 町並みへの誇り を持つことが重要であることから, その意識啓発の 事業は今後も継続して行う必要がある。	・函館市都市景観賞の表彰に係る経費(表彰状,記念品など) ・見て、聴いて、考える町並みの実施に係る経費(施設入館料,傷害保険料など) ・景観ワークショップの開催に係る経費(ファシリテーター謝礼金,会場使用料など)	多様な啓発事業を実施することにより、幅広い層 への都市景観に対する意識の啓発がなされてい る。	998	見直し	
4	景観アドバイ ザー制度運営 経費	あり	0.1 0.0	0.0	個性豊かで快適な都市空間の創出を図るため、 都市景観の形成に努めようとする者に対し、都市 景観の形成に関する技術的アドバイスを専門的立 場から行うもの。(函館市都市景観条例第40条)	アドバイスの対象は、民間事業者等が行う一定規模以上の建築行為、景観形成建築奨励金対象の建築行為、公共事業、一定規模以上の屋外広告物の設置・表示、さらには今年度12月から新たに導入される事前協議制度対象行為など多岐にわたり、函館市の景観特性を理解した専門家が、技術的なアドバイスをすることにより、函館らしい個性豊かで快適な都市空間の創出が図られるものであり、良好な景観を形成するため、今後も継続して行う必要がある。	・ 報償費 景観アドバイザー1名に対し年間12万円	平成15年度:17件(H15.8施行) 平成16年度:25件 平成17年度:21件 平成18年度:21件 平成19年度:20件 平成20年度:17件 平成21年度:19件 平成22年度:16件 平成23年度:13件 について,アドバイスを行った。	360	現行どお り	
5	屋外広告物対 策費	あり	0.8 0.0	0.0	良好な景観を形成し、および風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図ることを目的に、平成17年10月の中核市指定に合わせて同年6月に函館市屋外広告物条例を制定し、この条例に基づき屋外広告物の許可業務を行っている。	屋外広告物の許可業務は北海道から権限移譲されたものであり、良好な景観の形成や公衆に対する危害の防止のために、適正に許可業務を進めていく必要がある。	屋外広告物の許可業務管理システムや現況図データの 修正委託業務や屋外広告物講習会開催経費	屋外広告物の許可期間は3年,屋外広告業の登録期間は5年であり,それぞれ3年毎,5年毎に継続申請が必要である。 3年毎,5年毎の申請であるので,申請者が継続申請を失念する場合が多いため,期限の2カ月前に更新通知を送付し,継続申請手続きを促しているものである。このことにより,継続申請の失念が無くなり,適正に継続申請がなされる。		見直し	
6	函館圏広域都 市計画協議会 負担金		0.1 0.0	0.0	函館圏(函館市、北斗市、七飯町)の広域的な都市計画の策定等についての連絡調整を行い、計画の円滑な推進を図ることを目的に、昭和41年に設立した函館圏広域都市計画協議会の負担金である。	函館圏の広域的な都市計画を策定する上での連 絡調整機能を果たしている。 函館圏の広域都市圏として事業を実施する際の 事業主体となっている。 函館市長が協議会の会長となり、函館市都市建 設部が事務局を担っている。	・都中計画研修の美施(北海道が開催している都中計画 関連の会議への参加)	広域的な都市計画の策定等についての連絡調整の場として協議会が機能していること, また都市計画研修の実施による各人の研さんに果たす効果など, 事務事業の実施による成果は得られているが, その指標化は困難である。	240	見直し	
7	路面公共交通 研究会負担金		0.0 0.0	0.0	都市内における路面電車に関する都市交通上の諸問題の解決および路面電車の活性化を図ることによって、円滑な都市交通の確保と魅力的なまちづくりに寄与することを目的とし、平成3年に発足した「路面公共交通研究会」の正会員となるための負担金である。	味超さなうくいることから、当切先去に参加し、情報収集等を行いながら、路面電車の活性化に関する取り組みについて、研究してきたものであるが、同様の活動を行っている全国路面軌道連絡協議会に企業局交通部が加入しており、調査・研究内容	<ul><li>・市の役職(正会員)</li></ul>	他都市の諸問題の把握等,交通事業の円滑な 推進に寄与しているが,その成果の指標化は困難 である。	50	廃止検討	

内部仕分け調書 都市建設部

							りかについ				יום אם באל יווי
整理番号	予算事項名			職員数嘱託 に		目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算 額(千円)	評価
8	土地区画整理 事業促進費	あり	3.0	0.0	0.0	個人,組合が施行する土地区画整理事業の適性 かつ円滑な執行を図ることを目的とする。	認可権者である市長が行う法定業務である。	・個人,組合施行の土地区画整理事業の認可 ・個人,組合施行の土地区画整理事業の技術的援助 ・個人,組合施行における建築行為等の許可 ・個人,組合土地区画整理事業検査事務 ・土地区画整理組合等施行者が行った処分に対する不服 申し立ての審理 ・施行地区内における建築行為等の許可	組合に対し適切な指導・監督を行い,円滑な土 地区画整理事業が実施されている。	1,264	見直し
9	市街地再開発促進費	あり	1.5	0.0		市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と 都市機能の更新を図るために行われる市街地再 開発事業等の促進を図る。	空洞化が進む中心市街地においては低未利用 地が多く,活力の低下を招いていることから,市街 地再開発事業等を導入するなどして,地域の再生 を図っていく必要がある。	<ul><li>・再開発を構想する土地所有者等からの相談業務</li><li>・事業促進に係る北海道などとの打合せ旅費</li><li>・制度の周知 など</li></ul>	函館駅前若松地区では,平成25年度から第1種 市街地再開発事業の実施が予定されている。	341	見直し
10	建築確認支援 システム経費	なし	1.0	0.0	0.0	建築基準法に基づき建築主から提出される建築 確認申請書の内容を電子化し,審査事務の効率 化や,審査・検査結果の証明書交付事務の適正処 理と迅速化を図る。	建築確認審査等業務の複雑化に伴い,係る事務 を適正かつ効率的に処理するために必要である。	・財団法人建築行政情報センターが保有する「建築行政 共用データベースシステム」の利用料 ・パソコン等の機器賃借料	システム導入で審査事務が効率化され,職員の時間外勤務時間数が縮減されている。 建築物の情報がデータベース化され,証明書交付事務の迅速化につながっている。	1,576	見直し
11	宅地開発指導 事務費	あり	4.0	0.0	0.0	複雑な都市問題に対処するため,開発や建築の 秩序を確立し,都市の健全な発展と秩序ある整備 を図るよう一定基準のもとに,これを誘導規制して いくことを目的とする。	許可権者である市長が行う法定業務である。	<ul><li>・都市計画法に基づく開発許可または建築許可</li><li>・開発審査会の開催(年4回の開催が基本)</li><li>・宅地造成等規制法に基づく宅地造成許可</li><li>・租税特別措置法の規定に基づく優良宅地認定事務</li></ul>	宅地開発等に対し適切な誘導規制を行い, 良好な市街地形成が図られていると考える。	802	見直し
12	指定道路等台 帳図関係経費	あり	0.1	0.0	0.0	建築基準法に基づき指定をした道路(1,765路線,延長約137km)の台帳に記載されている位置などの情報をパソコンで検索し,建築計画を立案する市民からの要望に確実かつ迅速に提供することを目的とする。	建築基準法施行規則の一部改正により道路台帳の閲覧が義務化されたこともあり, 道路台帳の電子 化は必要である。	・指定道路等台帳図閲覧システム機器修繕料	市民からの問合わせに対し, 迅速かつ的確な対 応が図られている。	250	現行どお り
13	建築計画概要書閲覧システム経費		0.2	0.0	0.0	建築基準法に基づき閲覧が義務化されている約 10万件の建築計画概要書データをパソコンで検 索し、特定の建築物の情報を知りたい市民へ確実 かつ迅速に提供することを目的とする。	市民サービスの向上と職員の業務量を軽減する 上からも、建築計画概要書の電子化は必要であ る。	・建築計画概要書閲覧システムデータ更新費用	市民からの問い合わせに対し, 迅速かつ的確な対応が図られている。 職員の業務量の軽減が図られている。	442	見直し
14	全国建築審査会協議会負担金		0.0	0.0			本市の建築審査会は、法律・経済・建築・都市計画・行政分野の専門家5名で構成され、審議案件も様々な分野に係わるものもあることから、全国の関連情報を収集し提供している本協議会への参画は必要である。	本協議会の運営に必要な経費の一部を負担。 〈協議会の主な事業〉 ・会長会議,総会,交流会,開催地視察会の開催 ・全国の審査請求と裁決事例集の作成 ・国土交通省への提言書の作成など	本市の建築審査会の適正な運営に役立っている。 本市においても、平成21年度に初めて審査請求 案件があり、その際、本協議会でとりまとめた資料 が活用された。	48	廃止検討
15	日本建築行政会議負担金	なし	0.0	0.0	0.0	本行政会議は,全国の特定行政庁や指定確認 検査機関で組織し,建築確認審査業務において 判断にばらつきがないようにするための連絡調整 を行っている。 ※特定行政庁:人口25万人以上の市をいう。	建築基準法の運用に係る市の取扱いを定める際 に必要となる情報を得ることができるため、本行政 会議への参画は必要である。	・本会の運営に必要な経費の一部を負担。	本市の建築行政の執行および審査事務に的確に反映されている。	100	見直し

内部仕分け調書 都市建設部

		ᆸᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎᇎ								יום אם אל נווי
整理番号	予算事項名		配置職員数職員 嘱託		目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算 額(千円)	評価
16	シルバーハウジン が緊急通報シ ステム設置費	あり	0.1 0.0		高齢者世帯に限定した花園シルバーハウジング (市営住宅花園団地4号棟)の入居者の緊急時対 応や安否確認などを行うために設置した緊急通報 システムのリース契約に要する経費である。	入居者の身体の急変や不慮の事故などに即応す るために必要である。	緊急通報システムの概要 ・センター装置 端末機器からの入力情報を処理するシステムの心臓部・端末機器の機能 相談通話:端末器のボタンを押すことで生活援助員と話ができる。 緊急通報:ペンダント等のボタンを押すことで自動的に消防本部に通報される。 安否確認:一定時間水道の使用状況を把握することで,居住の異変を確認し、センター装置に表示する。	高齢者専用の花園シルバーハウジングは適正に 管理された。	1,739	見直し
17	市営住宅等定 期点検業務委 託料		0.0 0.0	0.0	建築基準法の規定による市営住宅の点検業務に要する経費である。 業務を効率的,効果的に実施するため,市営住宅等の維持管理業務を行っている指定管理者(財団法人函館市住宅都市施設公社)に委託するものである。	建築物は3年以内ごと,建築設備は1年以内ごとに 点検することが法により義務付けされている。	・ 市営住宅の点検業務	市営住宅等の指定管理者に点検業務を委託することにより, 指定管理者が行う維持修繕業務に反映することができる。	2,042	現行どお り
18	住宅マスタープラン推進費	あり	0.5 0.0		地域に相応しい居住環境の形成を図るため, 様々な住宅施策の展開方向を体系的に示した計 画である「住宅マスタープラン」に基づく各種施策	本計画は平成8年に策定されたものであるが、平成19年策定の「新函館圏総合計画」や福祉関連計画など、住宅政策を取り巻く状況の変化に対応した計画の見直しが必要となっており、また、見直し後は様々な住宅施策を推進するための各種調査や啓発活動等が必要である。	・本年度は、任モマスターノブンの見直し、ねよい本計画を 受けて策定する「公営住宅等長寿命化計画」の策定にか	市民・企業・団体・行政の協働のもとで、地域に ふさわしい居住環境の形成に向けた啓発や各種 施策の円滑な実施などが図られるものである。	258	現行どお り